

参考資料 8 労災レセプト電算処理システム

《システムの概要等》

参考資料 8-1 労災レセプト電算処理システムについて

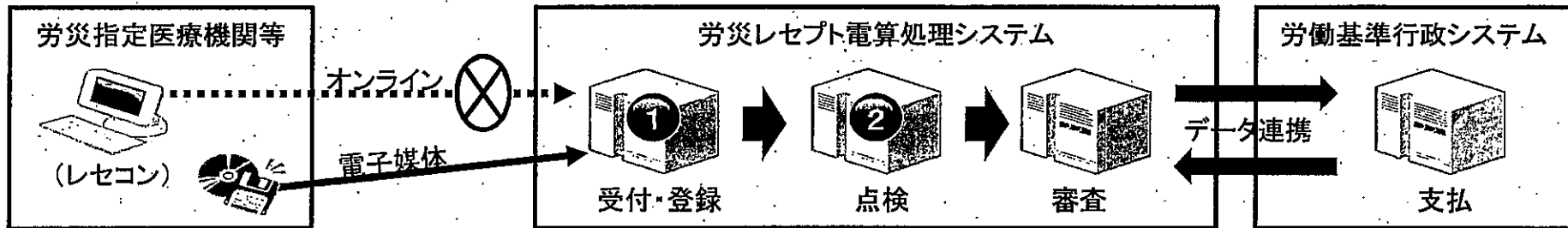
《健康保険におけるレセプト電算化の取組等》

参考資料 8-2 レセプト電子化のスケジュール（健保）

参考資料 8-3 支払基金における電子レセプトの取扱状況

参考資料 8-4 電子化への取組に係る加算（健保）

労災レセプト電算処理システムについて



労災レセプト電算処理システムでは、労災レセプトの受付時と審査前に以下のコンピュータチェック(点検)を行い、チェックした内容(疑義付せん)を貼付することにより、審査業務の効率化を図ります。

1 受付時のチェック = 「受付前点検」

- 労災レセプトの入力項目のコード、数値、計算等のチェック
(必須項目の入力漏れ、点数・金額の計算誤り等をチェックします。)
 - … 【医 科】 約230チェック
 - … 【歯 科】 約260チェック
 - … 【調 剤】 約250チェック

2 受付後のチェック = 「登録後点検」

- (1) 労災診療費算定基準等で定められた算定要件のチェック
(診療報酬点数表に基づく重複算定誤り、加算条件誤り等をチェックします。)
 - … 【医 科】 約300チェック
 - … 【歯 科】 約370チェック
 - … 【調 剤】 約280チェック
- (2) 傷病名と医薬品の適応のチェック
 - … 医薬品 約14,000品目
- (3) 医薬品の用量の適否のチェック
 - … 医薬品 約10,000品目
- (4) 縦覧点検
 労災指定医療機関から請求された労災レセプトと、同一患者の過去の労災レセプトを紐付けし、診療行為の一定期間内の算定回数チェック、背反チェックを行います。
- (5) 突合点検
 処方せんを発行した労災指定医療機関の労災レセプトと、その処方せんに基づいて調剤を行った労災指定薬局の労災レセプトを紐付けし、傷病名と医薬品の整合性チェックを行います。

労災保険給付業務の業務・システム最適化計画

『労災レセプト電算処理システム』は、労災保険における診療費等請求業務のうち、労災指定医療機関等から紙媒体を用いて都道府県労働局へ請求され、手作業で行っている労災レセプトの受付業務と審査業務について、オンライン又は電子媒体による請求を可能とし、これらの業務処理のシステム化を図ることを目的としたシステムです。

「労災保険給付業務の業務・システム最適化計画」(抄)

【参考】

平成18年3月29日
平成23年3月30日(改定)
厚生労働省情報政策会議決定

第2 最適化の実施内容

1 業務・システムの最適化施策

(2) システム化による業務処理の効率化

カ 労災レセプトの受付業務及び審査業務の効率化

労災レセプトに関する業務のうち、受付及び点検業務については、現行の委託業務から国の直接実施に変更される経緯を踏まえ、新規にオンライン又は電子媒体による請求を可能とするシステムを構築することにより受付前点検によるレセプトの返戻業務の自動化、システムのチェック機能による的確な審査点検を可能とし、事務の効率化を図る。

また、労災レセプトデータの集積により、局において労災保険給付の迅速な事務処理を可能とする。

これらについて、平成25年9月を目処にシステム化することにより、年間22,558人日(試算値)分の非常勤職員の業務処理時間の短縮が見込まれるが、システム運用経費について、年間5億円程度(試算値)の増加が見込まれる。


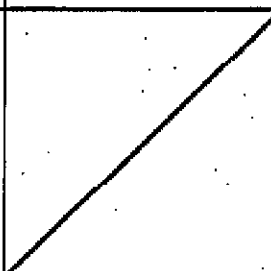
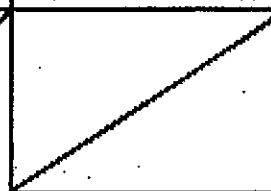


なお、本施策を効果的に実施するため、厚生労働省ホームページやリーフレット等により、システムの新規利用者である労災指定医療機関等へ周知広報を行い、利用勧奨を行う。

(9) 他のシステムとの連携強化

労災レセプトのシステム構築においては、既に健康保険及び国民健康保険にて構築し、運用されている社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会ネットワークと連携し、オンライン又は電子媒体にて提出されたレセプトの受付業務及び審査業務を行う。

この内容は、平成25年9月を目処に実現する。

レセプト電子化のスケジュール（健保）

		原 則	例外規定		
			【手書き】	【高齢者】	【リース期間切れ等】
医 科	病 院	・平成20年4月～ 400床以上で レセプト電子請求を行っているもの(注1) ・平成21年4月(注2)～ 400床未満で レセプト電子請求を行っているもの(注1)	レセプトコンピュータ を使用していない場合  紙で請求可 (電子媒体又は オンラインによる 請求に移行するよう 努めるものとする)		
	診 療 所	・平成22年7月～ レセプトコンピュータを使用しているもの ・平成22年7月～ レセプトコンピュータを使用しているもの			
歯 科	・平成23年4月～ レセプトコンピュータを使用しているもの	紙で請求可 (電子媒体又は オンラインによる 請求に移行するよう 努めるものとする)		 紙で請求可	年間請求件数が1200 件以下の薬局の レセプトコンピュータ のリース期間又は 減価償却期間の 終了まで (最大平成22年度末)  紙で請求可
薬 局	・平成21年4月(注2)～ レセプトコンピュータを使用しているもの				

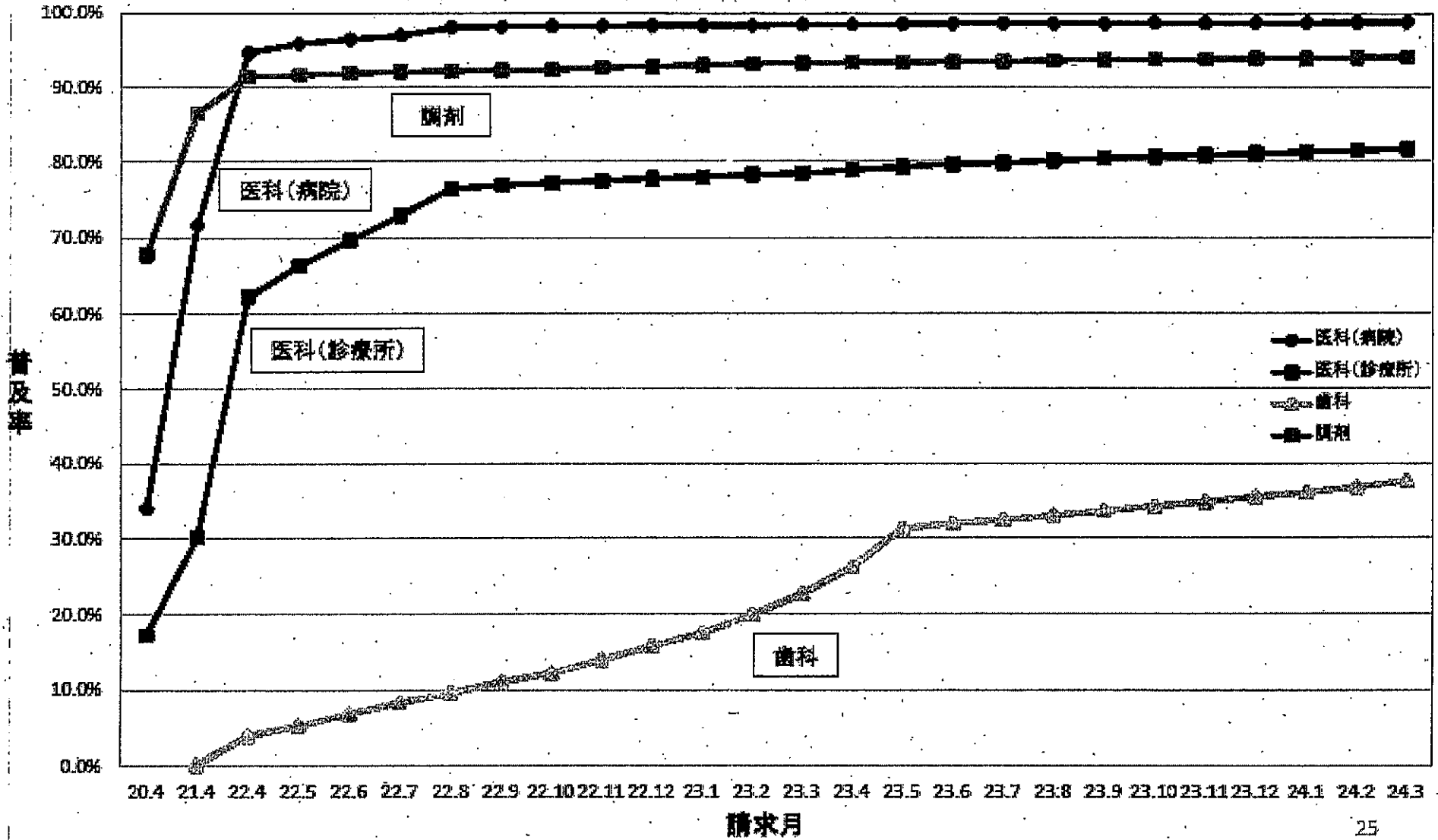
(注1) レセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合を含む。

(注2) 平成21年4月時にオンライン請求を行えなかった病院・薬局は、平成21年12月診療分から。

※ この他、個別事情(回線障害、業者の対応遅れ、改築工事中、概ね1年以内に廃院予定、その他特に困難な事由)による猶予規定あり。

レセプト電子化の推移（健保）

医療機関のレセプト電子化の推移（施設数ベース）



社会保険診療報酬支払基金における電子レセプトの取扱状況

平成24年9月診療分における請求内訳（医療機関数・薬局数）

平成24年10月31日現在

		医療機関数 薬局数 A	電子レセプトによる請求						紙レセプトによる請求						
			電子レセプトによる請求		オンラインによる請求		電子媒体による請求		紙レセプトによる請求		レセコン出力による請求		手書きによる請求		
			B	率(%) [B/A]	C	率(%) [C/A]	D	率(%) [D/A]	E	率(%) [E/A]	F	率(%) [F/A]	G	率(%) [G/A]	
医科	病院	400床以上	811	808	99.6	805	99.3	3	0.4	3	0.4	0	0.0	3	0.4
		400床未満	7,786	7,691	98.8	7,608	98.4	183	2.4	95	1.2	49	0.6	46	0.6
		病院計	8,597	8,499	98.9	8,313	96.7	186	2.2	98	1.1	49	0.6	49	0.6
	診療所	87,859	73,017	83.1	40,068	45.6	32,951	37.5	14,842	16.9	7,546	8.6	7,296	8.3	
	医科計	96,456	81,516	84.5	48,379	50.2	33,137	34.4	14,940	15.5	7,595	7.9	7,345	7.6	
	歯科	71,197	30,407	42.7	4,916	6.9	25,491	35.8	40,790	57.3	29,768	41.8	11,024	15.5	
	調剤	54,316	51,347	94.5	50,493	93.0	854	1.6	2,989	5.5	449	0.8	2,520	4.6	
	総合計	221,969	183,270	83.0	103,788	46.8	59,482	26.8	58,699	26.4	37,810	17.0	20,889	9.4	

※各項目ごとに割合を算出しているため、率(%)の合計が不一致となる場合があること。

電子化への取組に係る加算(健保)

平成18年度(～21年度)

A000 初診料

注7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、療養の給付等に係る事務を電子的に行うための体制整備に係る取組を行った場合には、電子化加算として、所定点数に3点を加算する。

平成22年度(～現在)

A001 再診料

注9 個別の費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の発行等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(診療所に限る)を受診した患者については、明細書発行体制等加算として、所定点数に1点を加算する。